

## 使い方

告示には、原則として守るべき事項が列記されていますが、ただし書きや構造計算により除外される項目があります。その規定が同じ条文の中にはあります。また、告示に「構造耐力上有効に」とか「安全なもの」と書かれても、支援機構の標準仕様書\*に従うことで安全が確かめられたものと捉えることが可能とされています。そこで、上から順にチェックしていくと告示の全部に適合させられるように並び替えたシートを作成しました。記載されている内容に合致する場合はYESの番号へ進み、合致しない場合はNOの番号へ進むことで必要な構造計算に行きくようにしています。ただ、仕様によらず根太やまぐさなどの横架材の断面確認には、信頼できるスパン表が構造計算が必要です。

\* 機構：「枠組壁工法住宅工事仕様書(2019年版)」(住宅金融支援機構)

第9◆：告示第9に記載の計算が必要、第10①◇：告示第10第一号に記載の計算が必要、第10②□：告示第10第二号に記載の計算が必要、【計】：部位の構造計算など根拠が必要、●：指定の計算が必要

凡例 手引：「2018年枠組壁工法建築物設計の手引」(一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会)

指針：「2018年枠組壁工法建築物構造計算指針」(一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会)

\* 機構：「枠組壁工法住宅工事仕様書(2019年版)」(住宅金融支援機構)

第9◆：告示第9に記載の計算が必要、第10①◇：告示第10第一号に記載の計算が必要、第10②□：告示第10第二号に記載の計算が必要、【計】：部位の構造計算など根拠が必要、●：指定の計算が必要

No.	条項		内容	参照	YES	NO	令82条第一号～第三号 許容応力度 (当該部分)	令82条第一号～第三号 許容応力度 (建物全体)	令82条第四号 たわみ	令82条の4 屋根ふき材	第9第二号 接合部の応力 伝達性能	第82条の6 第二号口 偏心率	第82条の6 第二号イ 剛性率	第9第三号 ～第五号 層間変形角 保有水平耐力	
1	法20条	二	軒高9m以下かつ高さ13m以下である	指針P8	→2へ	→令36条第2項	●	●	●		●※ルート2	●※ルート2	●		
2	法20条	三	2階建て以下かつ延べ面積500m <sup>2</sup> 以下である	指針P8	→3へ	→令81条第3項		●	●						
3	前文		枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法)であること。		→4へ	不可									
4	第二 材料	一	枠組材の材料は表に掲げる規格に適合する	手引P19	→6へ	→5へ									
5	第二 材料	三	その他の指定材料、認定材料に該当する	手引P24	→6へ	不可									
6	第二 材料	四	厚2.3mm以下の鋼材は厚0.4mm以上の薄板軽量形鋼である		→7へ	不可									
7	第二 材料	二	面材の材料は表に掲げる規格に適合する	手引P21	→9へ	→8へ									
8	第二 材料	三	その他の指定材料、認定材料に該当する	手引P24	→9へ	不可									
9	第八 防腐措置	一	土台と基礎の接する面や塗り壁の下地に防水紙等を使用する		→10へ	不可									
10	第八 防腐措置	二	土台は防腐処理済みの表示があるものを使う		→12へ	→11へ									
11	第八 防腐措置	二ただし	寸法形式404,406,408を使い、防腐剤塗布等の防腐措置を行う		→12へ	不可									
12	第八 防腐措置	三	地面から1m内の土台、端根太、側根太、たて枠、筋交い、壁材に防腐措置を施す	手引P71	→13へ	不可									
13	第八 防腐措置	四	直接地面に接する部分と地面から30cm以内の外周部はRC造かS造にする		→14へ	不可									
14	第八 防腐措置	五	腐食のおそれのある部分の金物にはさび止めの措置を施す		→15へ	不可									
15	第八 防腐措置	六	構造耐力上主要な部分に使用する形鋼材はZ27めっき等と摩損防止の措置を講じる		→17へ	→16へ									
16	第八 防腐措置	六イロ	屋外に面する部分や温潤状態になるおそれのある部分に使用しないで、被覆するなど摩損防止の措置を講じる		→17へ	不可									
17	第一 階数		地階を除き、階数は3以下		→18へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
18	第三 土台	一	1階の耐力壁の下部に土台を設けている		→20へ	→19へ									
19	第三 土台	一ただし	耐力壁直下の床根太等を『構造耐力上有効に補強』している(機構の仕様に合致する)	機構4.9.6	→20へ	→【計】	○								
20	第三 土台	二	アンカーボルトは径12mm以上、長さ35cm以上(同等以上可)		→21へ	→第10②	□			□					
21	第三 土台	二イ	アンカーボルトを間隔2m以下かつ隅角部及び土台の継手部に配置している		3階建→22へ その他→23へ	→第10②	□			□					
22	第三 土台	二ロ	階数3のとき1階の掲出し窓の両端のたて枠から15cm以内に配置する		→23へ	→第10②	□			□					
23	第三 土台	三	土台の寸法は204(38mm×89mm)以上で、緊結に支障ない		→24へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
24	第四 床版	八イロハ	2階以上の床はRC、CLT、軽量H形鋼根太ではない		使用しない →25へ	使用する →【計】	●				●	●			
25	第四 床版	九イ～チ	1階の床がRC、CLT、軽量H形鋼根太ではない、かつ、全階の床に木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル、木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、薄板軽量形鋼、床ばり又はトラスを使用しない		使用しない →26へ	使用する →【計】	○								
26	第四 床版	十	大引き又は床つかを使用しない		使用しない →28へ	使用する →27へ									
27	第四 床版	十	大引き、束を用いた床組は機構の仕様に合致する		→28へ	→【計】	○								
28	第四 床版	一	床根太、端根太、側根太の寸法は206(38mm×140mm)以上で、緊結に支障ない		→29へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
29	第四 床版	二	床根太の支点間距離8m以下		→30へ	→第10①	◇			◇	◇				
30	第四 床版	一	床根太の寸法形式212の辺長比以上の断面の場合は4.5m以下スパンまたは3m以下ごとに転び止めを設ける		→31へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
31	第四 床版	三	床根太の間隔は65cm以下		→33へ	→30へ									
32	第十 構造計算	二〇	床根太の間隔は1m以下		→第10②	→第9	□◆	◆		□◆				◆	
33	第四 床版	四	床開口は補強する(機構の仕様に合致する)	機構4.9.5	→34へ	→【計】	○								
34	第四 床版	五	2階又は3階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない部分がない		→36へ	→35へ									
35	第四 床版	五	耐力壁直下の床根太等を『構造耐力上有効に補強』している	機構4.9.6	→36へ	→【計】	○								
36	第四 床版	六	床材は手引P33表3.4.1の厚さ制限に従う	手引P33	→37へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
37	第四 床版	七	床版のくぎ打ちルールは表に従う	手引P34	→38へ	→第10②	□			□					
38	第五 壁等	一	耐力壁は木質接着複合パネルと併用しない		→39へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
39	第五 壁等	二	耐力壁は釣り合い良く配置する		→40へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
40	第五 壁等	二	耐力壁以外の壁または柱で鉛直力を支持する場合は機構の仕様に合致する	機構4.10.5	→41へ	→【計】	○								
41	第五 壁等	三	小屋裏利用する場合、小屋裏の直下階で鉛直力を支持する		→42へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
42	第五 壁等	四	下枠、たて枠、上枠の寸法は204(38mm×89mm)以上で、緊結に支障ない		→43へ	→第9	◆	◆		◆				◆	
43	第五 壁等	五	必要壁量を満足させる		→44へ	→第10②	□			□					
44	第五 壁等	六	耐力壁相互の距離は12m以下		→45へ	→第10①	◇			◇					
45	第五 壁等	六	耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は40m <sup>2</sup> 以下		→48へ	→46へ									
46	第五 壁等	六	耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は60m <sup>2</sup> 以下で床のくぎ打ちを増す		→48へ	→47へ									
47	第五 壁等	六	耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は72m <sup>2</sup> 以下で床のくぎ打ちを増し辺長比1:2以下		→48へ	→第10①	◇			◇	◇				
48	第五 壁等	七	外壁の交叉部に90cm以上の耐力壁を1つ以上設けている		→51へ	→49へ									
49	第五 壁等	七ただし	いわゆる両面開口(A+B≤4m)で、構造耐力上有効に補強する	機構4.10.7	→51へ	→50へ									
50	第十 構造計算	一〇	交叉部に設けた壁の長さの合計90cm以上(A≤4m,B≤4m)		→第10①	→第9	◇◆	◆		◇◆	◇			◆	
51	第五 壁等	八	たて枠相互の間隔は表以下		→53へ	→52へ									
52	第五 壁等	八ただし	『構造耐力上有効であることが確かめられた』たて枠間隔にする	機構4.10.17	→53へ	→【計】	○								
53	第五 壁等	九	耐力壁の隅角部及び交叉部には3-204.3-304.3-305.2-206以上のあわせたて枠を配置する		→54へ	→第10②	□			□					
54	第五 壁等														